

「懲戒処分の指針」の一部改正について

教育振興部教職員課

1 改正の主な理由

- (1) 令和4年4月に、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(以下「法」という。)が施行されたことを踏まえ、児童生徒性暴力等の厳正な取扱いを定める。また、児童生徒性暴力等を根絶するため、ソーシャル・ネットワーク・サービス等を利用して、管理職の許可なく私的なやりとりを行うことについて、量定の見直しを行った。
- (2) 令和4年12月に、「生徒指導提要」が改正されたことを踏まえ、不適切な指導についての取扱いを定めた。
- (3) 令和5年7月に施行された不同意性交等罪・不同意わいせつ罪の改正を踏まえ、児童生徒等以外の者に対する不同意性交等罪・不同意わいせつ罪に該当する性暴力については、「5その他の非違行為関係(12)わいせつな行為等」で処分することを定めた。
- (4) 指導監督不適正について、部下職員に対する指導及び非行防止のための措置の講じ方等を考慮し、指導監督を怠った場合に、処分することを定めた。

2 改正内容

- (1) セクシュアルハラスメントに規定されていた行為のうち、刑法第176条(不同意わいせつ罪)又は刑法第177条(不同意性交等罪)に規定する行為に該当する性暴力については、「5その他の非違行為関係(12)わいせつな行為等」で処分することとし、当該規定から削除した。
- (2) 体罰等の処分の量定の決定に当たっては、非違行為の態様、児童生徒の傷害又は精神的苦痛の程度等を総合的に考慮の上、判断すること及び傷害を負わせたか否かにかかわらず、体罰等を行った職員は懲戒処分の対象とすることを明記し、体罰を常習的に行っていた場合、又は体罰の態様が特に悪質な場合は、免職、停職又は減給とすることを定めた。
- (3) 児童生徒の尊厳を損なうなどの不適切な指導を行った職員は、体罰の量定に準じて扱うことを定めた。
- (4) 法に規定する児童生徒性暴力等を行った職員は、免職とすることを定めた。
- (5) 職務上関係のある児童生徒に対して電子メール、ソーシャル・ネットワーク・サービス等を利用して、管理職の許可なく私的なやりとりを行った職員は、減給又は戒告とすることを定めた。
- (6) 児童生徒等以外の者に対し、刑法第176条(不同意わいせつ罪)又は刑法第177条(不同意性交等罪)に規定する行為をした職員は、免職とすることを定めた。
- (7) 部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督を怠った職員は、減給又は戒告とすることを定めた。
- (8) その他、所要の改正を行った。

3 施行日

この改正指針は、令和6年4月1日以後に発生した事案から適用する。